

## 研究企画委員会・分野研究企画部会に関する内規

平成 18 年 1 月 20 日理事会承認

平成 18 年 9 月 29 日理事会承認

### (設置の目的)

第 1 条 船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する学術技芸の研究など、本会の目的を達成するために必要な調査・研究活動の企画・推進のため、研究企画委員会および分野研究企画部会を設置する。

### (研究企画委員会)

第 2 条 本会の研究活動を主体的に推進する位置づけとし、研究活動方針の方向設定および具体的な推進を行う。テーマ選出においても分野研究企画部会の提案を踏まえながらも審議、管理、統制のみに陥ることなく自ら提案し具体化するための組織とする。

第 3 条 研究企画委員会は、研究理事、監事（研究活性化支援担当）および各分野研究企画部会により会員の中から推薦された 2 名の委員により構成する。委員の任期は 2 年とし、連続 2 期 4 年を限度とし、65 歳以上では任命されない。

第 4 条 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第 5 条 研究担当理事 2 名が、委員長および副委員長を担当する。

第 6 条 研究企画委員会は分野研究企画部会の提案を含め広くテーマ提案を受け、また、自らテーマ探索を行った結果として Project, Strategy 研究委員会の企画、立案、選考、評価を行う。

第 7 条 会員からの新研究分野に対する提案の意見聴取をするよう努めると共に、既設の分野研究企画部会の統廃合及び新研究分野の開拓を行う。

第 8 条 分野横断的テーマに関する講習会、シンポジウムの企画、運営を担当する。

### (分野研究企画部会)

第 9 条 分野研究企画部会は研究企画委員会に所属し、当該分野の研究活動全般を企画、推進する。

第 10 条 分野研究企画部会は各支部から 2 名以上、合計 10 名以内を原則とし、会員より選出された委員により構成する。委員の任期は 2 年とし、連続 2 期 4 年を限度とし、65 歳以上では任命されない。

第 11 条 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第 12 条 分野研究企画部会に部会長を置く。部会長は委員の互選とする。

第 13 条 分野研究企画部会は<性能・運動> <構造・強度、材料・溶接> <工作> <設計・艦装> <海洋工学・海洋環境> <情報技術>の 6 分野とする。分野の追加、統廃合は研究企画委員会の提案に基づき、理事会にて決定する。

第 14 条 分野研究企画部会は Project, Strategy 研究委員会の立案を行い、研究企画委員

会へ提案する。産学連携による新研究項目の掘り起こしにも注力するため企業側委員も積極的に参加する。

第15条 当該分野における会員の交流の場として研究会を提案する。

第16条 分野研究企画部会は、分野所属研究会への補助金配分額を決定する。

第17条 当該分野に関わる講習会、シンポジウムの企画、運営を担当する。

第18条 上記の活動状況を研究企画委員会に報告する。

(調査研究の受託)

第19条 研究企画委員会は、必要な調査研究課題を解決するために、研究参加負担金あるいは研究委託金を受けて外部機関の参加を募ることができる。本件の運用については別途「外部資金による調査研究事業の運用に関する内規」に定める。